

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件
- 会津美里町長選挙及び会津美里町議会議員補欠選挙を大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時に行う件について
- 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙並びに会津美里町長選挙及び会津美里町議会議員補欠選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第百十三条第一項第五号の規定に基づく大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 令和三年四月二十五日
- 二 選挙すべき議員の数 一人

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙長 会津若松市城西町一番七十六号城西管理職公舎三〇四 高野 武彦
- 二 選挙長の職務を代理すべき者 会津若松市城西町一番七十六号城西管理職公舎四〇一 須田 真一

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙長の事務を取り扱う場所 会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
- 二 立候補の届出を受理する場所 会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第二十七号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所
会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第二十八号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
- 二 日時 令和三年四月二十七日午前十時

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和三年四月十六日午後六時
- 二 場所 会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第三十号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第百四十四条の規定に基づく会津美里町長選挙並びに同法第三十四条第一項及び第百十三条第一項第六号の規定に基づく会津美里町議会議員補欠選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時にこれを行う。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙並びにこれと同時にを行う会津美里町長選挙及び会津美里町議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和三年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙
- 二 会津美里町長選挙
- 三 会津美里町議会議員補欠選挙

